

教健第79号  
令和3年4月27日

長崎市立各小・中学校長 様

長崎市教育委員会  
健康教育課長  
学校教育課長  
(公印省略)

部活動の取扱いについて(通知)

このことについて、令和3年4月7日教健第25号「長崎市各学校の部活動の取扱いについて」を通知したところですが、全国的に第4波となる感染拡大が進む中、長崎市でも新規感染者数が大幅に増加しており、4月25日に「長崎市非常事態行動」が出されました。

つきましては、更なる感染拡大を防ぐため、令和3年4月27日から令和3年5月11日の期間、別紙「長崎市立各小・中学校部活動の取扱いについて」に変更することとしますので、貴校職員へ周知をお願いします。

また、大型連休期間中を利用し、計画的な休養日を設けるなどして、外出時間を減らす、人との交流を減らすなどの工夫をあわせてお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

変更前

- ① 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流は、県内のみとする。県外との交流や県外での実施はしないこと。(県外チームを県内に招聘することも含む)
- ② 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については、県外も可とする。

変更後

- ① 練習については、校内のみの活動とし、合同練習会や練習試合、合宿等、他校等との交流はしないこと。(学校施設外での学校単独練習は可)
- ② 県内の大会参加は、中体連、中文連主催・各競技団体、各協会等主催大会について可とする。中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については、県外も可とする。

【問い合わせ先】

〒850-8685長崎市桜町2-22  
長崎市教育委員会健康教育課  
保健体育係 担当：森田将史  
Tel：095-829-1197/Fax：829-1298  
Mail：kenkou02@nagasaki-city.ed.jp

## 長崎市立各小・中学校の部活動の取扱いについて (令和3年4月27日から5月11日までの期間)

### 実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。(発熱、咳やのどの痛みなど)
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 練習については、校内のみの活動とし、合同練習会や練習試合、合宿等、他校等との交流はしないこと(学校施設外での学校単独練習は可)。
- 県内の大会参加は、中体連、中文連主催・各競技団体、各協会等主催大会について可とする。中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合には、県外も可とする。
- 大会への参加を計画する際は、別添県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、「3つの密」を避ける配慮や健康観察等の「新しい生活様式」に基づいた取組を継続すること。
- 以下の「具体的な留意事項」の内容については、練習前に、指導者が児童生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせること。

### 具体的な留意事項

#### 【感染拡大防止対策について】

- ・ 毎回、部活動単位で、発熱者(37.5℃)の把握を行うこと。  
(健康観察記録表を必ず提出させること。)
- ・ 練習前、休憩時、練習後などに手洗いを行うこと。
- ・ 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。特に飲食の場面における感染防止に努めること。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 児童生徒が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチ)や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・ 更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の児童生徒が着替え等を行わないようにすること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書(様式は各学校独自)により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気を行うこと。
- ・ 宿泊先では、一般利用者がいることを踏まえ、特に入浴や食事の際、可能な限り分散させるなど3つの密を避けること。